

文京区介護施設従事職員住宅費補助要綱

27文福介第3049号 平成28年3月31日区長決定
28 文福介第 3109 号 平成 29 年 3 月 15 日区長決定
2020 文福介第 2673 号 令和 3 年 3 月 29 日区長決定
2025 文福介第 656 号 令和 7 年 9 月 5 日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、区の区域内（以下「区内」という。）に所在する介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する介護老人福祉施設等における職員の住宅費負担を軽減するために区が行う補助に関し必要な事項を定めることにより、職員の働きやすい環境及び福祉避難所における体制の整備を図り、もって介護人材の確保・定着及び当該施設の防災拠点化を一体的に推進することを目的とする。

(通則)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）に定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、区内において区と福祉避難所に係る協定を締結した別表に掲げる事業所（以下「対象施設」という。）を設置する事業者（以下「設置者」という。）又は対象施設に勤務する災害対策上の業務に従事する常勤職員若しくは非常勤職員（当該職員における通常の勤務時間が常勤職員の所定労働時間の5割以上である職員をいう。）（以下「職員」という。）とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費のいずれかとする。

- (1) 勤務する対象施設から半径10キロメートル以内の距離に居住する職員が、自己名義（共同名義を含む。）により締結した住宅の賃貸借契約に基づき負担する家賃（賃貸借契約書に規定されている共益費、管理費等を除いた月額家賃をいう。以下同じ。）に対し、設置者が現に住宅手当を支給し、又は家賃助成を実施している場合において、当該支給額又は助成額に新たに上乗せして支給する額（以下「上乗せ額」という。）
- (2) 勤務する対象施設から半径10キロメートル以内の距離に居住する職員が、自己名義（共同名義を含む。）により締結した住宅の賃貸借契約に基づき負担する家賃

(補助金の交付額)

第5条 前条第1号に規定する補助対象経費に対する補助金（以下「第1号補助金」という。）の交付額は、設置者が負担した上乗せ額の合計額とする。ただし、職員

1 人につき、月額 3 万円と設置者が負担した 1 月当たりの上乗せ額のいずれか少ない額を上限とする。

2 前条第 2 号に規定する補助対象経費に対する補助金（以下「第 2 号補助金」という。）の交付額は、月額 1 万円とする。

3 第 1 号補助金及び第 2 号補助金の交付対象期間は、職員 1 人につき通算 120 月を上限とする。

（補助金の交付申請）

第 6 条 第 1 号補助金の交付を受けようとする設置者は、文京区介護施設従事職員住宅費補助申請書（別記様式第 1 号）に必要書類を添付して、区長に申請しなければならない。

2 第 2 号補助金の交付を受けようとする職員は、文京区介護施設従事職員住宅費補助申請書兼交付請求書（別記様式第 1 号の 2）に必要書類を添付して、区長に申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第 7 条 区長は、前条の規定により申請があったときは、当該申請に係る内容を審査し、補助金を交付することを決定したときは文京区介護施設従事職員住宅費補助金交付決定通知書（別記様式第 2 号）により、補助金を交付しないことを決定したときは文京区介護施設従事職員住宅費補助金不交付決定通知書（別記様式第 3 号）により、当該申請を行った者に通知する。

2 区長は、第 2 号補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付申請を行った職員が勤務する施設の設置者又は管理者に対し、当該対象施設における当該職員の従事状況を証する書類の提出を求め、その従事状況を確認しなければならない。

（補助金の請求及び支払方法）

第 8 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）の通知を受けた補助対象者（以下「補助決定者」という。）は、文京区介護施設従事職員住宅費補助金交付請求書（別記様式第 4 号）により、区長に補助金の交付を請求しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求に基づき、速やかに補助金を交付する。

3 前 2 項の規定は、第 2 号補助金に係る交付決定の通知を受けた補助対象者（以下「第 2 号補助決定者」という。）については、適用しない。

（事故報告）

第 9 条 補助決定者は、補助対象経費の執行が困難になったときは、速やかにその理由及び執行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第 10 条 補助決定者は、交付決定に係る会計年度が終了したときは、区長が指定する日までに文京区介護施設従事職員住宅費補助金実績報告書（別記様式第 5 号）により区長に報告しなければならない。

2 前項の規定は、第 2 号補助決定者については、適用しない。

（決定の取消し）

第11条 区長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくは例規に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、文京区介護施設従事職員住宅費補助金交付決定取消通知書（別記様式第6号）により補助決定者に通知しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 補助決定者は、前条の規定により交付決定の全部又は一部が取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、区長の指示するところにより、速やかにその全部又は一部を返還しなければならない。

（他の補助金等との重複禁止）

第13条 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

（暴力団等の排除）

第14条 次に掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（文京区暴力団排除条例（平成24年3月文京区条例第4号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- (3) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの

（委任）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、第3条第4号及び第5号の規定は、平成29年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表（第 3 条関係）

対象となる介護サービス事業所
1 法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービスのうち、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護又は短期入所療養介護を行う事業所 2 法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービスのうち、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業所 3 法第 8 条第 26 項に規定する施設サービスのうち、介護福祉施設サービス又は介護保健施設サービスを行う事業所 4 法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービスのうち、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を行う事業所 5 法第 8 条の 2 第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービスのうち、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所 6 1 から 5 までの事業所に併設されている、法第 8 条第 1 項に規定する居宅サービスのうち訪問看護、訪問リハビリテーション又は居宅療養管理指導を行う事業所 7 1 から 5 までの事業所に併設されている法第 8 条第 24 項に規定する居宅介護支援を行う事業所 8 1 から 5 までの事業所に併設されている、法第 8 条の 2 第 1 項に規定する介護予防サービスのうち介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション又は介護予防居宅療養管理指導を行う事業所